

パブリックコメント手続結果

令和 7 年 3 月 4 日

案件名	第三次東松山市地域福祉計画		
案の公表期間 (意見募集期間)	令和6年12月4日(水)	～	令和6年12月24日(火)
意見提出者数	2	人	
担当部署 (問合せ先)	健康福祉部	社会福祉課	(地域福祉グループ) 東松山市役所分室西棟 1階 TEL (0493) 21-1455 (直通)

●提出された意見の概要及び市の考え方

No.	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	22ページ「■各支部の令和5年度の主な事業」では、支部社協の独自事業の記載がなく、各支部イベントの実施がベースと捉えられており、イベント屋のイメージにつながるため項目の訂正若しくは削除が必要である。 理由は、地域福祉活動計画には地区別プランで示されている目標や主な取り組みが掲げられている。地区ごとに優先される取り組みや方法は異なるが住民同士で困りごとに気づき、理解者、協力を広げて地域で安心の輪を広げていくことが支部社協の特徴であって、住民全体の原則に基づき地域福祉を推進する東松山市社協とは連携と協力関係にあるとされている。事業や活動の一部を切り取った記載は誤解を招くように思う。	アンケート結果において、各支部社会福祉協議会の認知度や活動内容の認知度が低かったため、各支部の主な事業や、地域の特色を生かした取組について記載することは必要と考えます。
2	73ページ「(4) 福祉関係者の横のつながりの推進」のところ、あるいは74ページ「(1) 包括的な支援体制の構築」のところ 若年性認知症や高次脳機能障害が、支援から漏れないようにご配慮ください。	本計画は地域福祉に係る理念や方向性を示したものであるため、東松山市障害者計画など分野別計画において、配慮しております。

●提出された意見により修正した箇所とその理由

No.	修正した箇所	修正した理由
1	22ページ 「各支部は、地域の特色を生かした事業や活動等を実施しています。」 を 「各支部は、地域の特色を生かした事業や地域福祉活動を実施しています。各支部の地域における住民主体の地域福祉活動については、本計画と一体的に策定して東松山市社会福祉協議会が取りまとめた「第三次東松山市地域福祉活動計画」題5章の地区別プランに記載しています。」と修正します。	社会福祉協議会の各支部の地域の特色を生かした事業や地域福祉活動については、社会福祉協議会が策定している第三次東松山市地域福祉活動計画に記載しているため。